

第2回委員会での論点について

1 研究所の説明に対する委員からの質問・意見

- バックグラウンドの設定の考え方
- バーストデータの適切な取り方のシステムの考え方
- 研究所から安全管理体制の実効性の確認の方法
- 真空容器内の冷却水の対応方法
- 中性子及びトリチウムの測定に係る生データの提出

⇒第4回委員会において、研究所から説明・提出を求める

2 委員会が検討すべき事項

- ① 委員会の測定結果と研究所の測定結果の比較検証
- ② 異常の判断基準の検討
- ③ 非常時発生時の県・市・委員会の対応体制等の検討

⇒①② 2回目の測定結果を踏まえて、第4回委員会で審議

⇒③事務局で検討のうえ、第4回委員会で審議(次項 参考資料)

非常時の連絡体制に係る検討内容について

※重水素実験の安全管理計画(研究所)

緊急通報

- 火災等の事故
- トリチウム含有水(排水に係る法令値超過)が施設内に漏洩して放射線障害のおそれがある場合
- 敷地境界の年間線量(法令値超過)
- トリチウム、アルゴン41排気(法令値超過)
- トリチウム含有水の排水(法令値超過)
- 地震等その他周辺環境に影響を及ぼすおそれのある事態が発生し、重水素実験を停止したとき

放射線障害防止法第33条の規定に基づき、応急措置及び原子力規制委員会への届け出等が必要

通報

地元自治体
(3市及び県)

自治体の対応

遅滞なく連絡すべき重要事項

- 年間発生量が研究所管理値を超過
- トリチウム含有水が施設内に漏洩
- 敷地境界の年間線量(管理値超過)
- トリチウム、アルゴン41排気(管理値超過)
- トリチウム含有水の排水(管理値超過)
- 災害で重水素実験を停止し、実験再開には主要機器の修理等が必要な事態となったとき

<連絡方法>

- ・災害時優先電話(2回線)、携帯電話
- ・衛星電話(ファクシミリ)
- ・関係自治体へ人を派遣

法令値と研究所管理値

線量限度について

事象	法令値		研究所管理値	
敷地境界の年間線量	250	$\mu\text{Sv}/3\text{ヶ月}$	50	$\mu\text{Sv}/\text{年}$

トリチウムおよびアルゴン41の排出濃度(3ヶ月平均値)について

事象	法令値		研究所管理値		
排気	トリチウムガス	7×10	Bq/cm^3	7×10	Bq/cm^3
	トリチウム水蒸気	5×10^{-3}	Bq/cm^3	2×10^{-4}	Bq/cm^3
	アルゴン41	5×10^{-4}	Bq/cm^3	5×10^{-4}	Bq/cm^3
排水	トリチウム含有水	6×10	Bq/cm^3	6×10^{-1}	Bq/cm^3

自治体の対応(案)

重水素実験期間(平成28年度末から9年間)

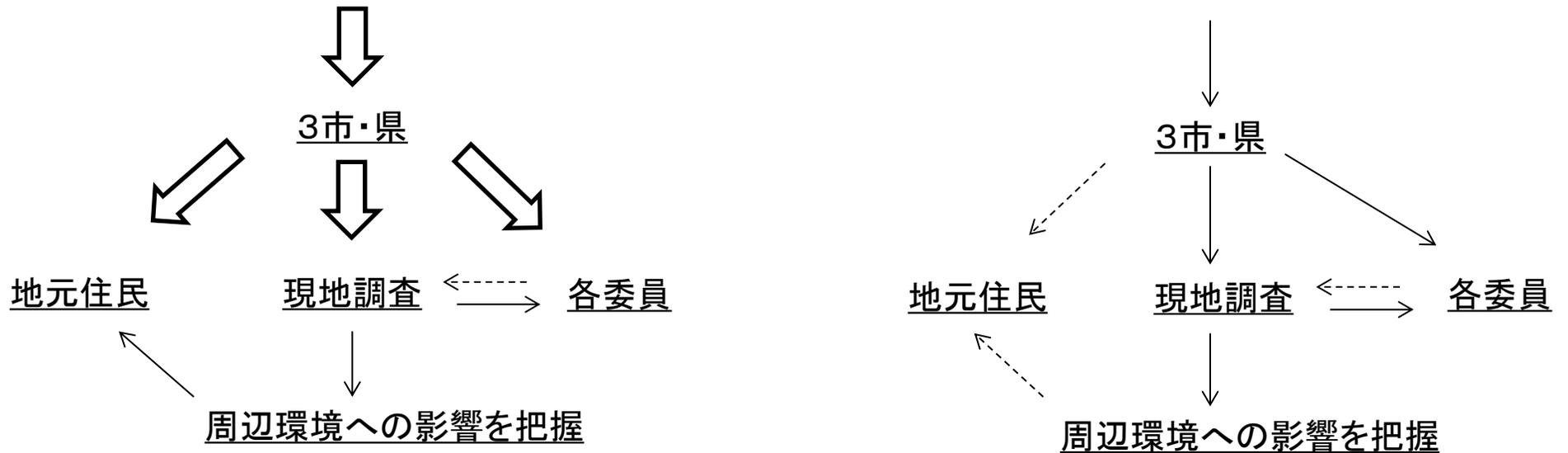
連絡(又は実施)

- ⇒ 直ちに
- 遅滞なく
- > 必要応じ



緊急通報

遅滞なく連絡すべき重要事項



※地元住民への周知に関しては、各市の判断による

岐阜県地域防災計画 一般対策計画 災害応急対策

第41節 放射性物質災害対策

＜方針＞

放射性物質の取扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び放射線障害防止法に基づき、必要な対策を実施する。

＜実施責任者＞

国、県、県警察、市町村、防災関係機関、放射性物質貯蔵・取扱事業者、電気通信事業者、医療機関

＜実施内容＞

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保 | (研究所、県、市) |
| (2) 活動体制の確立(対策本部の設置等) | (研究所、県、市) |
| (3) 災害の拡大防止活動(環境モニタリング、住民の避難等) | (研究所、県、市) |
| (4) 救助・救急、医療、消火活動等 | (研究所、県、市) |
| (5) 放射性物質の漏洩に対する応急対策(防護措置等) | (研究所) |
| (6) 避難収容活動(誘導の実施等) | (市) |
| (7) 被災者等への的確な情報伝達活動 | (研究所、県、市) |